

山口大学知財センター・早稲田大学知的財産法制研究所 共催

広報 提供プログラム:著作権



知的財産
教育研究共同利用拠点

知的財産セミナー

2018 12/14 金

第1部 13:00—15:00

第2部 15:30—17:30

(各回受付開始は30分前から)

山口大学吉田キャンパス 大学会館 〒753-8511 山口市吉田1677-1

第1部 美術家のための 追及権

追及権とは、美術の著作者の保護のために誕生した権利であり、国によっては著作権法の一部に組み込まれ、別の国では、特別法として制定されている。

すでにヨーロッパ28か国には導入済みであり、世界では約90か国に存在する追及権であり、現在世界知的所有権機関(WIPO)における「著作権及び著作隣接権に関する常設委員会(SCCR)」も今後主要な議題として取り上げるかが毎回検討されている。しかし、我が国では未だその権利に係る議論さえも行われていない状況である。

このセミナーでは、追及権とはどのような権利であるかを様々な角度から解説し、美術家にどのような影響があるかについて考える。

13:00 開会の辞 山口大学国際総合科学部教授 木村 友久

13:10 「追及権の現状」
山口大学知財センター特命准教授 小川 明子

13:50 「追及権早稲田試案と著作権法への影響」
早稲田大学法学学術院助手 末宗 達行

14:10 「海外の追及権」
早稲田大学大学院法学研究科博士課程 ホベルト・カラペト

14:30 質疑応答

15:00 閉会の辞 早稲田大学法学部教授 高林 龍



第1部・第2部両方 又は
どちらかの部だけ
での申込み可

参加無料

参加申込方法は
裏面をご覧ください

第2部 専門家のための 特許判例における 最新の動向

最新の特許判例について、元裁判官現早稲田大学法学部高林龍教授が解説する。コメンテーターとしては、大阪大学加藤幹特任教授にご登壇いただく。

講演者 早稲田大学法学部教授 高林 龍

コメンテーター 大阪大学知的基盤総合センター特任教授 加藤 幹



お問い合わせ・お申し込み



YAMAGUCHI UNIVERSITY
山口大学

〒756-8511 山口県宇部市常盤台2-16-1

山口大学 大学研究推進機構知的財産センター
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

■Tel: 0836-85-9942 ■Fax: 0836-85-9941

■E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp



山口大学知財センター・早稲田大学知的財産法制研究所 共催



教職員組織的な研修等の共同利用研究
(知的財産教育) (知的財産センター)
知的財産教育研究共同利用拠点

知的財産セミナー

山口大学吉田キャンパス 大学会館

〒753-8511 山口市吉田1677-1

12/14金

第1部13:00—15:00

第2部15:30—17:30



吉田キャンパス大学会館



吉田キャンパスまでのアクセス

【宇部空港から車】



【新山口駅から車】



【宇部空港からバス】



【新山口駅からバス】



参加申込書

★参加ご希望の方は、下記申込書の各事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申込みください
※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のセミナーと今後機構からのご案内以外の目的で利用することはありません

ご所属	お名前	電話番号	E-mail

★参加ご希望のプログラムに



を記入ください



第1部 美術家のための 追及権



第2部 専門家のための 特許判例における最新の動向

メ切 H.30 11/30金

E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

当日の受付もしておりますが、資料等準備の関係上、可能な限り事前にお申込下さいますようお願い致します。

Fax: 0836-85-9941



YAMAGUCHI UNIVERSITY
山口大学

〒756-8511 山口県宇部市常盤台2-16-1

山口大学 大学研究推進機構知的財産センター
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

■Tel: 0836-85-9942 ■Fax: 0836-85-9941
■E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

